

第29期目録委員会記録 No.18

第18回委員会

日時：2004年11月20日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：永田委員長，白石，原井，平田，古川，増井，松井，茂出木，横山
<事務局>磯部

[配付資料]

- 1．第2章公開案訂正箇所（3ページ-A4，増井委員）
- 2．書誌的巻数の扱いについて（1ページ-A4，増井委員）
- 3．第13章継続資料（付・第13章以外に関連する変更、付録用語解説）
（41ページ-A4，原井委員）
- 4．第13章修正について（公開案以降）（7ページ-A4，原井委員）
- 5．第13章検討事項（4ページ-A4，原井委員）
- 6．第13章改訂に関するご意見への回答（案）（8ページ-A4，原井委員）
- 7．日本目録規則（NCR）第13章の改訂について（案）（2ページ-A4，原井委員）
- 8．検討会レジメ案（別紙1）（1ページ-A4，原井委員）
- 9．検討会レジメ案（別紙2）（3ページ-A4，原井委員）
- 10．第29期第17回目録委員会記録（3ページ-A4，事務局）

[検討事項]

1．12月3日検討会の進行等について

永田委員長から提案があり、以下のとおり行うことになった。

- ・ 全体司会は横山委員が担当する。
- ・ 永田委員長からの経緯説明では、NCRの方向性に言及する。
- ・ 質疑・討論では、事前に配布する質問票に質問等を記入してもらう。
- ・ 寄せられた意見への回答は、当日配布するレジメ中に示す。
- ・ 委員会からの配布物は、第13章、第2・3章それぞれの改訂案最新版とレジメとする。
- ・ 当日会場で寄せられる質問を整理するための時間が必要であるため、質疑・討論の前に休憩を入れる。
- ・ 委員は、当日午前11時に集合し、事前打合せを行う。
- ・ 報告者には12時に集まっただき、昼食の合間に打ち合わせを行う。
- ・ 報告者がパワーポイントを使用するかどうか事前に確認しておく。
- ・ 当日配布資料の提出締切は11月29日（月）とする。

2．第13章改訂案について

1) 修正点について

原井委員から資料4について説明があり、以下の討議が行われた。

責任表示の変化

- ・ 13.1.5.3で「責任表示に重要な変化(変更)が生じたとき」と「それ以外の場合」の違いを区別しきれていない。
- ・ 13.1.1.3Aおよび13.1.1.3Bへの参照が必要である。
- ・ 「それ以外の場合」は、「本タイトルが総称的」かつ「責任表示が微細に変化したとき」と、「本タイトルが総称的でなく」かつ「責任表示が変化したとき」とに分けられる。
- ・ 13.1.1.3Aキ)と13.1.1.3Bサ)は、文章が長すぎる。
- ・ 「本タイトルあるいは本タイトルが総称的な語の場合の責任表示」とあるのを、「あるいは」の前後で分けてみることにする。

2) 検討事項について

原井委員から資料5について説明があり、以下の討議が行われた。

「重要な変化」と「変更」

- ・ 本タイトルや責任表示の変化について、「重要な変化と軽微な変化に区別する。重要な変化は変更ともいう」と規定することとする。
- ・ 用語解説には載せないこととする。

情報源の優先順位

- ・ 逐次刊行物について別法を設けるとあるが、別法でよいか。
- ・ 更新資料を分けて図書と同じ扱いにすれば、逐次刊行物は現状どおりでよい。
- ・ 表紙または標題紙がある印刷形態の継続資料については、逐次刊行物と更新資料を分けて規定することとする。

本タイトルとするものの範囲

- ・ 異なる表示があった場合、NCRでは一般的なこととして、本文の言語と同じ言語のものを選ぶという解釈でよいか。
- ・ より顕著に表示されているもの、最初に表示されているものの順とすることにする。
- ・ 部編名の表示のされ方によって部編名を従属タイトルとするか本タイトルとするかが分けられているが、集合単位のタイトルを共通タイトルとした場合の別法が必要ではないか。
- ・ 集合単位のタイトルを共通タイトルとした場合は部編名の表示のされ方を判断する必要はなくなるので、別法は必要ない。

役割表示の記録

- ・ 記録が必須であるとする、13.1.5.2Eの表現はおかしいのではないか。
- ・ 13.1.5.2で「著作の種類を示す語(編等)を付したものを記録する」とあるのは、表示されている場合は省略せずに記録すべきことを示しているものであり、表示されていない場合にも必ず記録すべきという意味ではない。

順序表示

- ・ 順序表示方式の変化について、どこまでを変化と見なすかが曖昧、との指摘がある。
- ・ 検討会当日、質問者の真意を尋ねることとする。

「初号」と「終号」への付記

- ・ 「本タイトルあるいは責任表示の重要な変化により新しい書誌的記録を作成した場

合」云々をすべての該当箇所では付記するのは煩雑である。

- ・ 特に13.3では、「初号」「終号」が頻出するので、できるだけ省略したい。
- ・ 第13章の最初の出現箇所(13.0.3.0)で示すのみとし、他の箇所では付記しないこととする。ただし、13.3では「初号」「終号」とも重要な概念ゆえ、13.3内で1回だけ付記することとする。

シリーズの標準番号

- ・ 更新資料ではISBNがあり得る。
- ・ 13.6.5の条項名を「シリーズの標準番号」に変更する。併せて、関連箇所を訂正する。

タイトル変遷の注記

- ・ 「変遷注記 = 新たな書誌的記録の作成」という逐次刊行物のみの規定でよいか。
- ・ AACR2では、タイトルの変化に関する注記とタイトル変遷に関する注記が分かれており、更新資料についても規定されていると解釈できる。
- ・ 「変遷注記 = 複数の書誌的記録を相互に関連させること」という表現でどうか。
- ・ 親子雑誌が含まれてしまうので具合が悪い。
- ・ 更新資料の場合、その変遷の表現は13.7.3.2B別法の形になるはずである。
- ・ 13.7.3.2Bの本則で「継続前誌・後誌」「吸収前誌・後誌」とする代わりに、単に「前誌・後誌」とする方法もある。

所蔵事項

- ・ 更新資料の状態は図書館によって異なるため、注記でなく所蔵事項に記録すべきである。
- ・ 資料自体のupdateの状態ではなく、各図書館がいつupdateしたかの記録である。
- ・ 13.10.1を「所蔵事項」、13.10.2を「更新事項」として、条項を組み立て直すこととする。
- ・ 13.10.2は、ア) 加除式資料の更新状態、イ) データベースの最新取得ライセンス、ウ) その他アクセス権、としてはどうか。
- ・ 目録規則における所蔵事項の取扱いについては、今後さらに検討が必要である。

3) その他

古川委員から第13章における総目次・総索引の扱いについて指摘があり、以下の討議が行われた。

- ・ AACR2では、索引に関する注記の規定がある。
- ・ 付属資料的なものであるため、形態に関する注記で扱ってはどうか。
- ・ 内容に関する注記とする方法もある。

3. 第2・3章改訂案について

1) 書誌的巻数について

増井委員から資料2について説明があり、以下の討議が行われた。

- ・ 資料2の表は、NIIのマニュアルを基に作成したものである。
- ・ 「タイトルの一部」とあるが、「本タイトルの一部」という意味か。
- ・ そのとおりである。
- ・ 伝統的な方法ということでもあり、区切り記号はスペースとすることとする。

2) 刊行年について

増井委員から資料1について説明があり、以下の討議が行われた。

- ・ 2.4.3.1C別法で、「刊」という用語を付すかどうか分かりにくい。
- ・ 「刊」という用語を付さずに、という表現を加えることとする。

3) その他

佛教大学図書館の古川千佳氏から詳細なコメントが届いている旨、事務局から報告があった。

次回以降の委員会の予定

12月25日(土)

1月22日(土)

以上